# 令和3年度第2号議案

令和3年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「ひきこもり相談支援事業に係る業務の 外部委託について」

主管課:福祉部生活援護第一課

添付資料

(1) 諮問書 p. 1

(2) 諮問依頼書 p. 2~p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について(諮問)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 ひきこもり相談支援事業に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由

ひきこもり相談支援事業に係る業務を委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

- 3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課 福祉部生活援護第一課

# 写

21 福生一送第 91 号 令和 3 年 5 月 6 日

総務部長殿

福祉 部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

#### 1 諮問事項

ひきこもり相談支援事業に係る業務の外部委託について

#### 2 諮問理由

ひきこもり相談支援事業に係る業務を委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

江戸川区(以下「区」という。)においてひきこもり状態にある方への支援を講じるため、令和2年4月に生活援護第一課ひきこもり施策担当係を設置し、令和2年度に86件のひきこもりに関する相談を受け、支援を行ったところである。

また、令和3年度には、区内の支援対象者を把握するためのアンケート調査()を実施することから、相談・支援件数が増加する見込みであり、更なる支援体制の構築が必要とされる。

ひきこもり支援は長期的な援助を要するものであるため、当該業務を専門的な知識と 実績のある民間事業者に委託することで、ひきこもり状態にある方への支援を継続的か つ適切に行うことを可能とし、管理運営の効率化を図るとともに、ひきこもり状態にあ る方及びその家族への支援の強化を図り、もって区民の福祉向上を目的とするものであ る。

令和3年1月 諮問答申済み

## 4 実施時期(予定)

令和3年5月審査会への諮問5月委託業務開始

## 5 担当部課

福祉部生活援護第一課(以下「生活援護第一課」という。)

#### 6 業務の内容

業務の内谷	
項目	内 容
業務の内容及び処理方法	委託事業者は、次の業務を行う。 1 ひきこもり相談の受付 (1)ひきこもりに関する通報又は相談内容の聞き取り (2)支援計画の策定 2 就労準備支援 (1)就労体験先の開拓 (2)継続的な個別支援(訪問支援等) (3)就労体験先とのマッチング 3 支援調整会議の実施 (1)支援調整会議の随時開催 (2)支援計画の妥当性についての協議 (3)支援計画に基づく支援内容の検証及び評価 (4)関係機関及び関係者との連絡調整 (5)支援終了についての検討 4 区への報告 上記1から3までに係る支援等の記録を対象者ごとに記録するとともに、ケース台帳を作成し、区へ報告する。 5 関係機関のネットワークづくり、居場所等の社会資源の開発 (1)地域での見守り体制構築 (2)地域に不足する社会資源の開発
運用体制	管理責任者 福祉部生活援護第一課長(以下「生活援護第一課長」という。) 運用責任者 福祉部生活援護第一課ひきこもり施策係長(以下「ひきこもり施策係長」という。)
履行場所	生活援護第一課事務室内及び生活援護第一課が指定した現地

## 7 電子計算組織による個人情報保護対策

項目	内容	
対象者	ひきこもり相談支援業務に係るひきこもり当事者及び相談者	
情報の内容	情報の内容 1 委託業務で扱う個人情報の項目 氏名、性別、生年月日、年齢、国籍、健康状態、障害状況、	

	T	
	住所、居住建物、連絡先	
	2 委託処理予定件数(実数見込)	
	電話相談支援	300 件/年
	訪問支援	30 件/年
	面会相談支援	100 件/年
管理責任体制	   保護管理責任者 生活援護第一調	長
	保護管理事務取扱者 ひきこもり施策	
外部委託に係	1 委託契約における規定の遵守	
る対策	(1)委託事業者に対し、条例、江戸	川区個人情報保護条例施行
	規則(以下「規則」という。)及	
	約条項等の遵守を義務付ける。	
	2 委託事業者の選定基準	
	2   ヌロず楽日の足だ坐中   ( 1 )業務従事者に対して、個人情報	に関する研修等を行い 個
	人情報の取扱いを適正に行うよう	
	(2)過去3年度に、区から本業務内	•
	(3)個人情報の保護に対して十分な	
	し、あること。	能力を有りている事業有で
		ミセンターが選出する LONG
	(4)情報マネジメントシステム認定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	適合性評価制度において ISMS 認	
	報経済社会推進協会が認定する。	
	許諾を取得している事業者である	
	得していない場合には、今後プラ	イバシーマークを取得する
	よう区が指導する。	
	(5)3に掲げる個人情報の保護に必	要な対策が講じられている
	こと。	
	【委託事業者】	
	法人名 特定非営利活動法人コラ	がぶえどがわ
	理事長 鶴岡 惠子	
	所在地 東京都江戸川区中葛西 6	丁目 10番7号 江戸川ビ
	ル 1 階	
	上記事業者は、プライバシーマー	·ク又は ISMS 認証の取得予
	定である。	
	3 委託業務に係る個人情報保護対策	
	(1)当該業務において使用する機器	
	端末を使用すること。	=
	(2)業務従事者の名簿を提出するこ	٠ ــــ
	(3)業務従事者の氏名、登庁時間、	
	月の報告とともに提出すること。	
	(4)事故等の発生並びに個人情報保	<b>業乃が信報セキュリティ</b> 対
	策の変更があった場合には、直ち	
		, ,,,,, , , ,
	今後の対応について協議すること	•
	(5)区の必要に応じ、区職員による明	
	( 6 )個人情報保護については、契約	期間中のみならす、契約終

了後においても、同様の取扱いとすること。

(7)契約終了後、区から貸与された資料の返却及び廃棄報告を 行うこと。

### 実施機関の対 策

- 1 物理的セキュリティ対策
- (1)全庁 LAN ファイルサーバー内の委託専用フォルダで扱う 全てのデータは、データセンター(iDC)に設置したサーバーにて管理する。
- (2)個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。セキュリティーワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。
- (3)個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入 退室について適正に管理する。
- 2 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者の業務従事者に対し て、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させるこ とを徹底する。
- 3 運用上のセキュリティ対策
- (1)全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が 利用者ごとに付与する IC カード及び暗証番号により利用者 認証を行う。
- (2)全庁 LAN の共通基盤に備わっている、ウイルス対策ソフト ウェア及びウイルスパターンファイルにより、コンピュータ ウイルス対策を行う。
- (3)個人情報を含む紙媒体の保管場所の鍵は、保護管理責任者が指定する職員が管理する。
- (4)個人情報を含む紙媒体の受渡しは、生活援護第一課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、 日付、担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を 受渡簿に記録する。

#### 8 参考

別紙「受託事業者の事業実績一覧」

事業者の選定基準として、区から、本業務内容と同等若しくは類似する業務の受託 実績がある法人であることとしており、選定された事業者は、専門的な訓練を実践す るなど、豊富な経験を有する法人である。

選定された事業者は、プライバシーマークを取得していなかったが、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシー等(以下「区の個人情報保護対策基準」という。)を満たすことが可能かどうかの観点で審査を行い、これらを満たす情報セキュリティ対策を行っている事業者を選定した。

選定された事業者に対しては、今後プライバシーマークを取得するよう指導し、取得前においても区の個人情報保護対策基準及び個人情報保護委員会の定めるガイドラインに沿った適切な個人情報保護対策を実施するよう監督を行う。

# 別紙

# 受託事業者の事業実績一覧

事業者名	特定非営利活動法人 コラボえどがわ (特定非営利活動法人認定 平成24年5月2日)	
本区での依頼 実績	精神障害者地域生活安定化支援事業(平成 25 年 4 月事業開始から現在まで委託)	
	精神障害者区分認定・支援認定に係る調査事務(平成 31 年 4 月 事業開始から現在まで委託)	

# 令和3年度第3号議案

令和3年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業に係る本人外収集及び外部委託について」

主管課:子ども家庭部児童家庭課

添付資料

(1) 諮問書

p. 1

(2) 諮問依頼書

p. 2 ~ p. 8

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について(諮問)

江戸川区個人情報保護条例第8条第2項第5号及び第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

#### 1 諮問事項

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業に係る本人外収集及び外部委託について

#### 2 諮問理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育で世帯分)事業を実施するに当たり、東京都から特別児童扶養手当受給者の振込先口座情報等の提供を受けることが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第2項第5号に規定する個人情報の本人外収集に該当し、また、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、条例第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

- 3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課 子ども家庭部児童家庭課

# 写

21 子児送第 76 号 令和 3 年 5 月 10 日

総務部長殿

子ども家庭部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第8条第2項第5号及び第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

#### 1 諮問事項

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低 所得の子育て世帯分)事業に係る本人外収集及び外部委託について

#### 2 諮問理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「給付金」という。)事業(以下「給付金事業」という。)を実施するに当たり、東京都(以下「都」という。)から特別児童扶養手当受給者の振込先口座情報等の提供を受けることが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第2項第5号に規定する個人情報の本人外収集に該当し、また、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、条例第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、緊急支援策として給付金が支給されることとなった。

これを受け、江戸川区(以下「区」という。)において給付金事業を実施するに当たり、支給対象者のうち、特別児童扶養手当受給者()については、適正かつ円滑に給付金支給事前通知及び給付金の支給を実施することを目的に、都が保有する振込先口座情報等の給付に必要な情報の本人外収集を行う。

また、申請書の審査・入力など大量の事務が短期間に発生することが予想されることから、当該事務をノウハウのある民間事業者に外部委託することで、迅速かつ適切な給付金の支給を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

20 歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当。

## 4 実施時期(予定)

令和3年5月 審査会の答申を踏まえ、委託事業者を選定し、契約締結 6月 委託業務開始

### 5 担当部課

子ども家庭部児童家庭課(以下「児童家庭課」という。)

### 6 本人外収集に係る個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	区に住民票がある特別児童扶養手当受給者
情報の内容	氏名、振込先口座情報
収集の方法	都からデータにより収集する。
保護対策	収集した情報は、福祉情報システム()内の給付金システム(以下「シ
	ステム」という。)に入力する。システムは、IC カード及びパスワードによ
	り、利用者認証を行い、ログの管理を行う。
	平成 20 年 7 月 諮問答申済み
管理責任	保護管理責任者 子ども家庭部児童家庭課長(以下「児童家庭課長」
体制	という。)
	保護管理事務取扱者 子ども家庭部児童家庭課手当助成係長(以下「手当
	助成係長」という。)

## 7 外部委託に係る業務の内容及び個人情報の保護対策

項目	内容
業務の内容	委託事業者は以下のとおり業務を行う。
	1 申請不要支給対象者分の給付に係る業務
	(1)給付金支給事前通知、封筒等の印刷・封入封かん
	児童家庭課から提供される対象者データを元に、申請不要支給対象
	者への給付金支給事前通知等を印刷し、封入封かん・発送を行う。
	(2)特別児童扶養手当受給者の振込先口座情報等のシステムへの入力
	児童家庭課から提供される振込先口座情報等をシステムに入力す
	る。
	2 申請を要する支給対象者分の給付に係る業務
	(1)申請書の受付
	申請書(紙媒体)を収受し、収受台帳(紙媒体)を作成し、受取の記
	録をする。
	(2)審査業務
	申請書の記載事項の内容を審査し、不備がある場合は、不備通知を
	作成し、発送する。なお、その状況をシステムに記録する。
	(3)システムへの入力業務
	審査の結果、支給対象となった者の振込先口座情報、支給対象児童
	をシステムに入力する。

	(4)給付金支給決定通知の印刷・封入封かん
	給付金支給決定通知を全庁 LAN プリンタで印刷し、封入封かん・発
	送する。   3 コールセンターの設置
	│
	への再提出依頼、申請書の処理状況の回答など、給付金事業に係る問合
	せに対応し、その記録をシステムに入力する。
	4 業務の実施状況の報告
	業務の実施状況について、適宜、児童家庭課へ報告書を提出する。
	業務の流れは、別紙のとおり
運用方法	管理責任者 児童家庭課長
	運用担当者 手当助成係長
履行場所	江戸川区役所本庁舎 児童家庭課事務室内
対象者	1 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3
	年度分の住民税均等割が非課税である者(申請不要)
	2 1のほか、対象児童( )の養育者であって、以下のいずれかに該当す
	る者(申請必要)
	(1)令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
	(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3   毎の休日税物等割が北部税である者よ同様の恵様にあるよ初める
	年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者 れる者
	令和4年2月28日までに出生した者
情報の内容	1 委託業務で扱う個人情報の項目
	世帯番号、宛名番号、住民種別、氏名漢字、氏名カナ、通称名漢字、通
	称名カナ、併記名漢字、併記名カナ、性別、生年月日、続柄、住所、方書、
	郵便番号、異動事由、異動年月日、転出(転居)先住所、転入(転居)前
	住所、住民区分、DV 対象者区分、住定事由、住民年月日、消除年月日、
	振込先口座情報、電話番号、支給対象児童数、所得名称、所得金額、所得
	上 控除名称、所得控除金額、非課税区分、扶養控除名称、扶養人数、控除対
	象配偶者有無、所得マスタ区分、所得更正日、課税区分
	2   委託処理予定件数 
	約 7,000 世帯 保護等理書任者
管理責任  体制	│保護管理責任者   児童家庭課長 │保護管理事務取扱者 手当助成係長
<sup>                                    </sup>	1 委託契約における規定
係る対策	「 安記失調にありる流足   ( 1 )委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下
13. O 7.3 7K	「規則」という。、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付
	けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記
	する。

- (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全 対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該 業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。
- 2 委託事業者の選定基準
- (1)業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。
- (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価 制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が 認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者である こと。
- (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。
- 3 委託業務に係る個人情報保護対策
- (1)当該業務において使用する機器は、区が用意する全庁 LAN 端末・プリンタを使用すること。
- (2)区が提供したデータ等の当該委託業務の履行に必要な一切の情報に ついて外部に漏えいすることがないよう、厳重な措置を講じた上で業 務を遂行すること。
- (3)条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。
- (4)業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。
- (5)業務を行う場所に入退室ができる者を限定し、入退室を適正に管理 すること。
- (6)事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。
- (7)事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。
- (8)区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。
- (9)契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。
- (10)個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中の みならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとす ること。
- (11) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、児童家庭課において 区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。

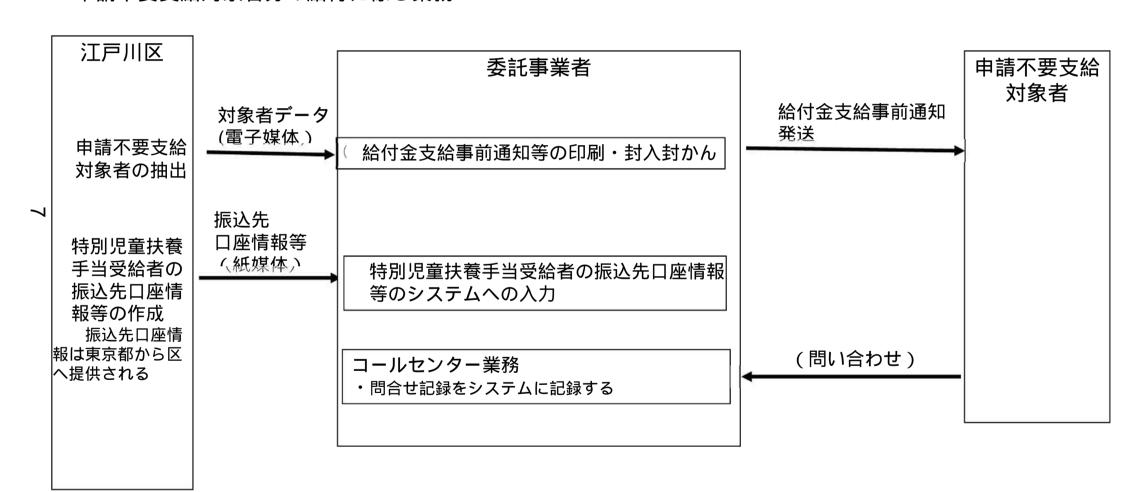
## 実施機関の 対策

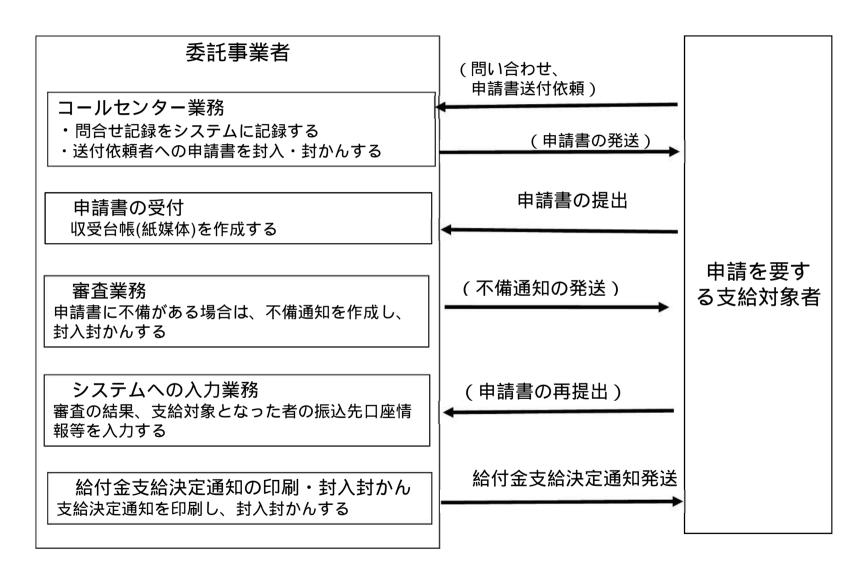
- 1 物理的セキュリティ対策
- (1)システムで扱う全てのデータは、データセンター(iDC)に設置したサーバにて管理する。
- (2)個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティ ワイヤーにより所定のデスクに固定する。
- (3)個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。

- 2 人的セキュリティ対策
  - 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。
- 3 運用上のセキュリティ対策
- (1)児童家庭課で保管する電子媒体及び紙媒体は、施錠管理のできるキャビネットに保管し、キャビネットの鍵は保護管理責任者の指定する職員が管理する。
- (2)委託事業者の作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。
- (3)事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。
- (4)個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受払簿に記録する。
- (5)全庁 LAN の共通基盤に備わっているウイルス対策ソフトウェア及び ウイルスパターンファイルにより、コンピュータウイルス対策を行う。
- (6)全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用者ごとに付与する IC カード及び暗証番号により利用者認証を行う。
- (7)システムのアクセス記録を定期的に確認し、適正に管理する。
- (8) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業の 流れ

## 1 申請不要支給対象者分の給付に係る業務





# 令和3年度第4号議案

令和3年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「江戸川区児童相談記録支援システムの 開発について」

主管課:子ども家庭部援助課

添付資料

(1) 諮問書

p. 1

(2) 諮問依頼書

p. 2 ~ p. 9

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について(諮問)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 江戸川区児童相談記録支援システムの開発について
- 2 諮問理由

江戸川区児童相談所が実施する児童虐待や子育てに関する相談等に係る対応を記録するための江戸川区児童相談記録支援システムを開発することが、江戸川区個人情報保護条例第14条第2項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の開発に該当するため

- 3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課 子ども家庭部援助課

# 写

21 子援送第 69 号 令和 3 年 4 月 30 日

総務部長殿

子ども家庭部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川 区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

#### 1 諮問事項

江戸川区児童相談記録支援システムの開発について

#### 2 諮問理由

江戸川区児童相談所(以下「児童相談所」という。)が実施する児童虐待や子育てに関する相談等(以下「相談業務」という。)に係る対応を記録するための江戸川区児童相談記録支援システム(以下「記録支援システム」という。)を開発することが、江戸川区個人情報保護条例第14条第2項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の開発に該当するため

#### 3 実施目的

近年、多様化及び複雑化する社会情勢を背景に児童虐待の件数は増加の一途をたどっており、児童相談所においては、迅速かつ的確に必要な支援を行うことが求められている。さらに、保護者からの隔離措置及び一時保護を行うための家庭裁判所への申立や、児童福祉施設入所措置及び養育家庭委託を行う際などは、特に正確な相談内容の記録が求められる。

しかし現状は、相談業務を行うに当たり、児童相談所の職員が児童やその保護者等の相談に応じながら、発話内容に応じた精度の高い記録を遺漏なく記すことが困難であるため、迅速かつ的確に相談内容に応じた支援が実施できていない状況となっている。

記録支援システムを導入することにより、AI技術を活用し、相談内容の正確な文字 起こしや相談内容に応じた助言をリアルタイムで表示するなど、迅速かつ的確な記録及 び支援を可能とし、もって相談業務の対象となる児童等の福祉向上を図ることを目的と する。

## 4 実施時期(予定)

令和3年5月 本審査会へ諮問

7月 契約締結及び記録支援システム開発開始

10月 記録支援システム本稼働

## 5 担当部課

子ども家庭部援助課(以下「援助課」という。)

#### 6 システム及び業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	
X320713H	(1)相談内容入力業務
	(2)職員応対内容入力業務
	(3)スーパーバイザーによる電話応対支援業務
	リアルタイムで文字起こしされた相談内容をスーパーバイザー
	(係長級職員)が同時確認し、対応中の職員に助言を行う。
	(4)統計データによる電話応対支援業務
	AI 技術を活用し、相談内容に応じた支援サービスの案内や、応
	対内容に関する助言をリアルタイムで行う。
	2 面談対応業務
	(1)相談内容入力業務
	(2)職員応対内容入力業務
	3 通話及び面談内容の分析業務
	通話及び面談に係る発話内容を定量的・客観的に分析し業務改善
	等のための知見を得る。
システムの機能	1 電話記録の文字起こし機能
	2 面談記録の文字起こし機能
	3 通話内容のモニタリング機能
	リアルタイムで通話内容を文字起こししたものを、スーパーバイ
	ザー等、対応者以外が同時確認できる機能
	4 電話応対支援機能
	相談内容に応じた支援サービスの内容や、応対内容に関する助言
	を画面表示する機能
	5 通話及び面談内容の収録・分析機能
	通話及び面談内容の収録を行い、収録された内容から出現単語を
	集計し可視化する。また、相談者の感情を分析し判定を行う機能
システムの構成	1 ハードウェア
	(1)サーバ等
	業務システムに必要なサーバ等については、記録支援システム
	を構築した開発事業者(以下「開発事業者」という。)から調達す
	るハードウェアを利用する。

項目	内容
	(2)端末機器
	全庁 LAN クライアント PC を利用する。
	2 ソフトウェア
	通話分析・モニタリングアプリケーションパッケージを利用する。
	3 ネットワーク
	全庁 LAN ネットワークを利用する。
開発方法	開発事業者のパッケージシステムの利用を基本とし、区の業務の仕
	様に合わせてカスタマイズを行う。
運用方法	1 管理体制
	(1)システム管理者
	子ども家庭部援助課長(以下「援助課長」という。)
	(2)システム運用責任者
	子ども家庭部援助課援助第一係長(以下「援助第一係長」とい
	う。)
	(3)システム運用担当者
	システム利用者のうち、システム管理者の指定する職員
	2 システム利用者
	援助課の職員、子ども家庭部相談課(以下「相談課」という。)の
	職員
	3 システム保守及び障害対応
	システム保守及び障害対応については開発事業者が行う。

## 7 個人情報の保護対策

	2/1/水
項 目	内容
対象者	児童相談所が関わる児童、その世帯員及びその他関係者
情報の内容	別紙1「記録支援システムで取り扱う個人情報項目」のとおり
管理責任体制	保護管理責任者援助課長及び子ども家庭部相談課長
	保護管理事務取扱者 援助第一係長及び子ども家庭部相談課支援係長
実施機関の対策	1 物理的セキュリティ対策
	(1)記録支援システムで扱う全てのデータは、児童相談所サーバ室
	に設置したサーバにて管理する。
	(2)記録支援システムで利用する全庁 LAN 端末は、盗難等を防ぐた
	め、執務室内の所定の机上に設置し、金属製のセキュリティワイ
	ヤーにより机に固定した状態で使用する。なお、セキュリティワ
	イヤーの鍵は、援助課及び相談課に所属する職員のうち、保護管
	理責任者が指定する職員が管理する。
	(3)個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室
	について適正に管理する。
	2 人的セキュリティ対策
	システムの利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第

項	目	内容
		3章「江戸川区情報管理安全対策基準 8.人的セキュリティ」に規
		定する利用者の責務を徹底する。
		3 技術的セキュリティ対策
		(1)全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用
		者ごとに付与又は貸与する IC カード及びパスワードにより利用
		者認証を行う。
		(2)記録支援システムのアクセス記録を定期的に確認し、適正に管
		理する。
		(3)全庁 LAN 端末のウイルス対策ソフトウェアにより、ウイルス対
		策を行う。

- 8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応 別紙2のとおり
- 9 参考資料 別紙3「記録支援システムの概要図」

# 別紙 1

# 記録支援システムで取り扱う個人情報項目

	氏名、性別、生年月日、国籍、郵便番号、住所、電話
対象児童情報	番号、在籍( )状況、健康状態、障害状況、虐待相
	談内容(虐待の種類)
対象児童のいる世帯	氏名、性別、生年月日、国籍、児童との続柄、電話番
の世帯員情報	号、健康状態、障害状況
<b>开江北</b> 四	児童の養育環境、家族・親族の状況、経済状況、近隣
生活状況   	住民との関係
その他	特記事項その他関係者の情報

<sup>( )</sup>保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校等

# 「児童相談記録支援システム」の情報セキュリティポリシー対応(案)

項目	児童相談記録支援システムの対応	情報セキュリティポ
	【 】対応の手法	リシーの関係条文
1管理体制	本システムの本区における管理責任体制	要綱第5条
	【運用規程に定める】	
	・システム管理者 援助課長	
	・システム運用責任者 援助課援助第一係長	
	・システム運用担当者 システム管理者の指名する職員	
2情報資産の分	秘密情報の分類と管理	要綱第5条
類と管理	【運用規程に定める】	基準第5
	本システムにおいて取り扱う情報のうち、以下の情報を「秘密情報」と	
	し、情報へのアクセス、外部出力などについて制限する。	
	(秘密情報)	
	・児童相談所相談業務で取り扱う個人情報	
	・システムのパスワードその他セキュリティに関する設定情報	
	システム利用者(アクセス権)の制限	
	【運用規程に定める】	
	システム管理者が、相談課及び援助課内で、システム運用上、特に必	
	要な職員にシステム利用者を制限する。	
	記録媒体等の管理	
	【運用規程に定める】	
	バックアップデータを含む秘密情報が保存された記録媒体は援助課	
	で施錠保管する。	
3情報セキュリテ ィ対策		
(1)物理的セキュ	サーバ等の設置場所	要綱第5条
リティ対策	【運用規程に定める】	基準7
	サーバラックは施錠し、設置場所及びサーバラックの鍵は、システム管	
	理者が指定する職員が管理する。	
	電源対策	
	サーバに UPS(無停電電源装置)を設置する。	
	○ 配線等の維持	
	サーバへの接続は全庁 LAN を利用し、全庁 LAN 統括管理者において	
	破損、傍受等を監視する。	
(2)人的セキュリ	利用者の役割と責任の徹底	要綱第5条
ティ対策	【運用規程に定め、システム管理者及びシステム運用責任者が徹底を図	基準8~9
	3]	
	システム利用者に対し、江戸川区情報管理安全対策基準8~9に規	
	定する利用者の責務及び禁止事項等を遵守するよう、業務打合せ、	
	利用者研修等を利用しセキュリティ対策を徹底する。	
(3)技術及び運	システムの利用記録等の管理	要綱第5条
用におけるセ	【運用規程に定め、システムに設定、システム運用担当者が実施】	基準第9~10
キュリティ対	システムに関する仕様、設定情報等はシステム運用担当者が施錠のう	
策	え保管する。	
	システムの利用者別ログイン、データベースへのアクセスなどの記録	
	を作成し、保管するとともに、その記録を定期的に監視、分析をする。	
	システムへの接続管理	
	【システム管理者において設定、実施】	
	システム管理者の指定した端末以外からシステム等へアクセスできな	

項目	児童相談記録支援システムの対応	情報セキュリティポ
垻日	【 】対応の手法	リシーの関係条文
	いように利用者登録を行い、全庁LANの経路制御を行う。	
	利用者認証(ID)の管理	
	【運用規程に定め、システム管理者が実施】	
	本システムでは利用者ごとのID、パスワードにより利用者認証するも	
	のとする。パスワードは定期更新する。	
	データ管理方法による漏えい対策	
	【システムによる設定】	
	・秘密情報のデータはシステム内にのみ保存するものとする。	
	・児童家庭相談システムに転記するために持ち出したデータは、ファ	
	イルサーバ(業務用TSを含む)上に保存しないこととする。	
	データのバックアップ	
	【運用規程に定め、システムに設定、システム運用担当者が実施】	
	障害時復旧のため定期的にデータのバックアップを行うものとする。	
	データの外部出力	
	【運用規程に定め、システム運用責任者が徹底する】	
	秘密情報の帳票への出力及び外部記憶媒体への複写は運用規程に	
	定め、システム管理者又は運用責任者の認める場合のみとする。	
	ネットワークの接続管理	
	【システム管理者において設定、実施】	
	システムのネットワークは全庁 LANを利用するものとし、プロキシサー	
	バ等を介することでインターネット等の外部ネットワークからの直接の	
	アクセスを禁止する。	
	開発時等のセキュリティ確保	
	【運用規程に定める】	
	開発等に関連する資料は、その重要度に応じて適切に保管する。	
	開発等における作業場所は、入退出管理ができる区画で行う。	
	委託事業者の事業所内での検証テストなど、本区庁舎外で実施する	
	テストでは、実際の個人情報データは、原則として利用しない。	
	ウイルス対策	
	「運用規程に定める」	
	「連用現住によめる」   システムのサーバにウイルス対策ソフトを導入し、定期的に最新のパタ	
ᄱᇝᅁᆍᆉᄓᄆᄜ	ーンファイルに更新する。	西姆等 40 夕
4外部委託に関		要綱第 10 条
するセキュリテ	【運用規程に定める】	基準 11
ィ確保	システムの開発、導入または保守等を外部の事業者に委託する際	
	は、秘密情報の守秘義務及び情報セキュリティを確保するために受託	
	事業者が遵守するべき事項を明らかにして契約を締結する。	
5障害、セキュリ	障害時対応	要綱第5条
ティ障害の対	【運用規程に定め、システム開発事業者が実施する】	基準 10
応	不正アクセス、システム障害に対する報告、障害時の代替措置等の対	
	応を運用規程において定める。	
6運用規程の整	運用規程の策定	要綱第 13 条
備	【システム管理者が定める】	基準 12
	システム稼動前に、情報セキュリティポリシーに即し、第1項から第5項	
	までのセキュリティ対策について、運用規程を策定・改定する。	
	「古川区桂起答理学会社学再纲	I .

注 「要綱」 江戸川区情報管理安全対策要綱

「基準」 江戸川区情報管理安全対策基準

不動産投資信託を希望の場合は、NTT銀行グループのNTT証券を利用の こと。利用限度額はあるか。NISA利用限度額は、一人あたり年間100万 円。ごめん感毎年利用できるので、大体500万円まで投資可。分配をを再

個人情報

投資た場合やスイッチングも利用額に含まれる。 資料請求の手続き。名 前、鈴木一郎様、住所が郵便番号が、2200012の、神奈川県横浜市西区、み

なとみらい、4の4の5。

氏名 鈴木一郎

神奈川県横浜市西区

住所 みなとみらい、4の4の5

ForeSight Voice Mining

せていただきます。お名前から、鈴木一郎様、ご住所が郵便番号が、2200012

4の4の5でお間違い無いでしょう

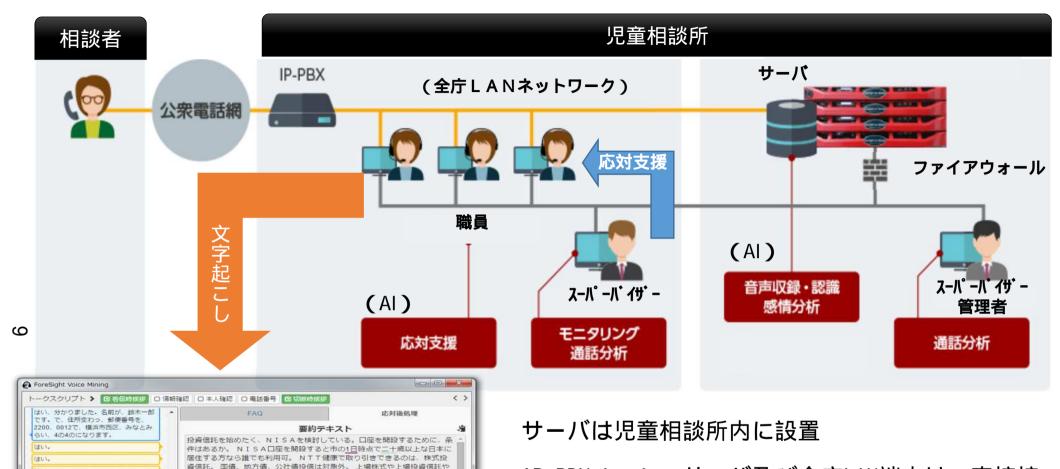
はいありがとうございます。その他に何 かご不明な点はございませんか。はい。 それでは本日お電話は、カスタマーセン ターの石井が承りました。お電話ありが

とうございました。失礼いたします。

の、神奈川県横浜市西区。みなとみら

はい、間違いないです。

tauros.



IP-PBX( )、サーバ及び全庁LAN端末は、直接接続しないようにするため、ファイアウォールを設置インターネット回線用電話交換機

文字起こしをした内容はテキストデータ化される ため、内容をコピーし、児童家庭相談システムの支 援記録に転記する。

# 令和3年度第5号議案

令和3年度第2回 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名:「江戸川区児童虐待等リスクアセスメント支援システムの開発及び児童虐待相談等の分析データ作成業務等の外部委託について」

主管課:子ども家庭部援助課

添付資料

(1) 諮問書

p. 1

(2) 諮問依頼書

p. 2 ~ p. 13

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について(諮問)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

#### 1 諮問事項

江戸川区児童虐待等リスクアセスメント支援システムの開発及び児童虐待相談等の分析データ作成業務等の外部委託について

#### 2 諮問理由

江戸川区児童相談所が、児童虐待等により実施する一時保護の要否等の判定機能を持つ江戸川区児童虐待等リスクアセスメント支援システムを開発することが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 14 条第 2 項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の開発に該当し、児童虐待相談等の分析データ作成業務等を民間事業者に委託することが、条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

- 3 諮問関係資料 別紙諮問依頼書(写)のとおり
- 4 担当部課 子ども家庭部援助課

# 写

21 子援送第 70 号 令和 3 年 4 月 30 日

総務部長殿

子ども家庭部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

#### 1 諮問事項

江戸川区児童虐待等リスクアセスメント支援システムの開発及び児童虐待相談等の分析データ作成業務等の外部委託について

#### 2 諮問理由

江戸川区児童相談所(以下「児童相談所」という。)が、児童虐待等により実施する一時保護の要否等の判定機能を持つ江戸川区児童虐待等リスクアセスメント支援システム(以下「リスクアセスメント支援システム」という。)を開発することが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第2項に規定する電子計算組織による保有個人情報の処理の開発に該当し、児童虐待相談等の分析データ作成業務等を民間事業者に委託することが、条例第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

#### 3 実施目的

近年、多様化及び複雑化する社会情勢を背景に児童虐待の件数は増加の一途をたどっている。それに伴い、一時保護の件数も増加傾向にあり、職員は迅速かつ適切な判断が求められている。

現在、児童相談所では、児童虐待対応における評価・判断や、一時保護の要否について、知見が深い職員の判断に依存していることが多いため、知見の承継及び業務の標準化が困難な状況にある。

リスクアセスメント支援システムは、まず、過去の児童虐待等のケース記録( )を AI に学習させることにより一時保護等の要否を判断するための基準となるモデル(以下「モデル」という。)を構築する。そして、実際に一時保護等の判断をするに当たっ

ては、事前に構築したモデルに基づき、職員が適正な評価・判断をするために必要な判断結果を AI により示すことができる。そのため、職員の知識や経験によって判断に差が生じることがなくなり、知見の承継及び業務の標準化が可能となる。

また、専門的な技術を有する民間事業者に、リスクアセスメント支援システムの運用に必要なデータの作成等を委託することにより、過去の児童虐待等の相談内容及びその対応の分析結果の活用が可能となる。

リスクアセスメント支援システムの導入及びそれに伴う分析データ作成業務等をノウ ハウのある民間事業者に委託することは、児童相談所における適切な評価・判断を可能 とし、もって対象児童等の福祉向上を図ることを目的とするものである。

モデル構築のためにリスクアセスメント支援システムに取り込むケース記録(児童情報)については、江戸川区児童相談所において対応したケース記録及び厚生労働省により提供される匿名加工された児童虐待等のケース記録を予定している。

#### 4 実施時期(予定)

令和3年5月 本審査会へ諮問

6月 委託業務及びシステム開発開始

令和4年4月 システム本稼働

#### 5 担当部課

子ども家庭部援助課(以下「援助課」という。)

#### 6 システム及び業務の内容

項目	内容
業務の内容	1 AI によるモデル判断結果を踏まえた評価・判断の実施
	(1)実際に評価・判断が必要な児童に係るモデル判断を行うため、
	対象児童分析用データをリスクアセスメント支援システムに取り
	込む。
	(2)(1)の対象児童分析用データ及びモデル判断用データ()を
	用いて、AI によるモデル判断を行う。
	モデル判断を行うために事前にリスクアセスメント支援シ
	ステムに取り込んである過去の児童虐待等のケース記録
	(3)(2)の判断結果に基づき、以下の評価・判断等を実施する。
	ア 児童虐待対応に係る評価・判断
	イ 一時保護の判断
	ウ 一時保護後の処遇判断
	一時保護後の処遇として、一時保護期間の延長、児童福祉施
	設等入所措置又は家庭復帰を判断する。
	2 リスクアセスメントシートの作成
	1 の業務を反映させたシートの出力
システムの機能	1 リスクアセスメントの判断機能
	事前に構築したモデルに基づき、適正な評価・判断をするために

項 目	内容
	必要な判断結果を AI により導き出す。
	2 リスクアセスメントシートの出力機能
	1 の判断結果の出力を行う。
	システムの概要は別紙1のとおり
システムの構成	1 ハードウェア
	リスクアセスメント支援システムを構築する開発事業者( 以下「 開
	発事業者」という。)から調達するスタンドアロン型パソコンを利用
	する。
	2 ソフトウェア
	開発事業者が開発するリスクアセスメント支援システム用ソフト
	ウェアを利用する。
システムの開発	プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していることを条件にプ
方法	ロポーザルにより開発事業者を決定する。
	江戸川区(以下「区」という。)と開発事業者で打合せの上、リスク
	アセスメント支援システムの仕様を決定。仕様に基づき開発事業者が
	開発を行う。
運用方法	1 管理体制
	(1)システム管理者
	子ども家庭部援助課長(以下「援助課長」という。)
	(2)システム運用責任者
	子ども家庭部援助課援助第一係長(以下「援助第一係長」とい
	う。)
	(3)システム運用担当者
	システム利用者のうち、システム管理者が指定する職員
	2 システム利用者
	援助課の職員(事務係を除く。)
	3 システム保守及び障害対応
	システム保守及び障害対応については開発事業者が行う。

# 7 システムの開発における個人情報の保護対策

項 目	内容
対象者	児童相談所が関わる児童及びその世帯員
情報の内容	別紙 2 「リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報項目」の
	とおり
管理責任体制	保護管理責任者援助課長
	保護管理事務取扱者 援助第一係長
実施機関の対策	1 物理的セキュリティ対策
	(1)リスクアセスメント支援システムで扱う全てのデータは、本シ
	ステムで利用するスタンドアロン型パソコン内にて管理する。
	(2)リスクアセスメント支援システムで利用する端末機器は、盗難

項	目	内容
		等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定
		するとともに、セキュリティワイヤーの鍵は、システム管理者が
		指定する職員が管理する。
		(3)個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室
		について適正に管理する。
		2 人的セキュリティ対策
		システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第 3
		章「江戸川区情報管理安全対策基準 8.人的セキュリティ」に規定
		する利用者の責務を徹底する。
		3 技術的セキュリティ対策
		(1)システム管理者が付与するユーザーID 及びパスワードにより、
		システム上で利用者認証を行う。
		(2)リスクアセスメント支援システムのアクセス記録を定期的に確
		認し、適正に管理する。
		(3)開発事業者で導入及び設定したウイルス対策ソフトウェアによ
		り、対策を行う。

## 8 委託における業務の内容

○ 安司にのけるま	27.00110
項 目	内容
業務の内容	委託事業者は、以下の業務を行う。
	1 モデル構築のための業務
	(1)江戸川区児童家庭相談システム(以下「児童家庭相談システム」
	という。)( )から児童虐待等に係る児童情報データを全件抽出
	する。
	平成 28 年 11 月諮問答申済み
	(2)電磁的記録媒体(USB等)により、当該データをリスクアセスメ
	ント支援システムに取り込み、加工した上でモデル分析用データ
	を作成する。
	(3)(2)で作成したモデル分析用データを AI に学習させることに
	より、モデル判断用データを構築する。
	2 児童虐待相談等のデータ分析業務
	職員による児童虐待対応に係る評価・判断や一時保護の要否の判
	断、児童相談所要覧の策定に活用するため、1(2)で作成したモ
	デル分析用データを基に、リスクアセスメント支援システムによる
	AI 分析とは別に委託事業者において独自に分析を行う。分析結果は
	紙媒体及び電子媒体により直接、援助課に納品する。
	業務の流れは別紙3のとおり
運用方法	管理責任者 援助課長
	運用責任者 子ども家庭部援助課事務係長(以下「事務係長」という。)
	及び援助第一係長

項	目	内容
履行場所		児童相談所事務室(上記1の業務)及び委託事業者の事業所(上記
		2の業務)

## 9 委託における個人情報の保護対策

対象者 児童相談所が関わる児童及びその世帯員 情報の内容 1 個人情報の項目 別紙2「リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報項目」のとおり 2 委託処理予定件数 約2,000件/回 管理責任本制 援助課長 保護管理事務取扱者 事務係長及び援助第一係長 保護管理事務取扱者 事務係長及び援助第一係長 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の 遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を 当該契約書に明記する。 (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理 安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めていること。 (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適性に管理されていること。 (3)当該事務処理を行う情報ンステムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID及びパスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること	11 A - + 4	
別紙 2「リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報項目」のとおり 2 委託処理予定件数約2,000件/回 管理責任体制 保護管理責任者 援助課長 保護管理事務取扱者 事務係長及び援助第一係長 外部委託に係る対策 1 委託契約における規定 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。(2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めていること。(2)情報マネジメントシステム認定センターが運用するISMS適合性評価制度においてISMS認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するブライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。3 委託業務に係る個人情報保護対策 (1)業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。(2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適性に管理されていること。(3)当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID及びバスワード等によりアクセス権を制御す	对家者	児童相談所が関わる児童及びその世帯員
保護管理事務取扱者 事務係長及び援助第一係長  外部委託に係る 対策  1 委託契約における規定 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の 遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を 当該契約書に明記する。 (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理 安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のう ち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取 り扱いを適正に行うよう努めていること。 (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性 評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会 推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得してい る事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されて おり、入退室記録が適性に管理されていること。 (3)当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことがで きる者を限定し、ID及びパスワード等によりアクセス権を制御す		別紙 2「リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報項目」 のとおり 2 委託処理予定件数
外部委託に係る 対策  1 委託契約における規定 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の 遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を 当該契約書に明記する。 (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理 安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のう ち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めていること。 (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 3 委託業務に係る個人情報保護対策 (1)業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。 (2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適性に管理されていること。 (3)当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID及びパスワード等によりアクセス権を制御す	管理責任体制	保護管理責任者援助課長
対策 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の 遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を 当該契約書に明記する。 (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理 安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のう ち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取 り扱いを適正に行うよう努めていること。 (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性 評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会 推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得してい る事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 3 委託業務に係る個人情報保護対策 (1)業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。 (2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されて おり、入退室記録が適性に管理されていること。 (3)当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことがで きる者を限定し、ID及びパスワード等によりアクセス権を制御す		保護管理事務取扱者 事務係長及び援助第一係長
と。また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適性に管理すること。  (4)当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。	外部委託に係る対策	1 委託契約における規定 (1)委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)及び個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 (2)江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。 2 委託事業者の選定基準 (1)社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取り扱いを適正に行うよう努めていること。 (2)情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (3)3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。 (1)業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。 (2)作業室及び電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適性に管理されていること。 (3)当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID及びパスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適性に管理すること。 (4)当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセス

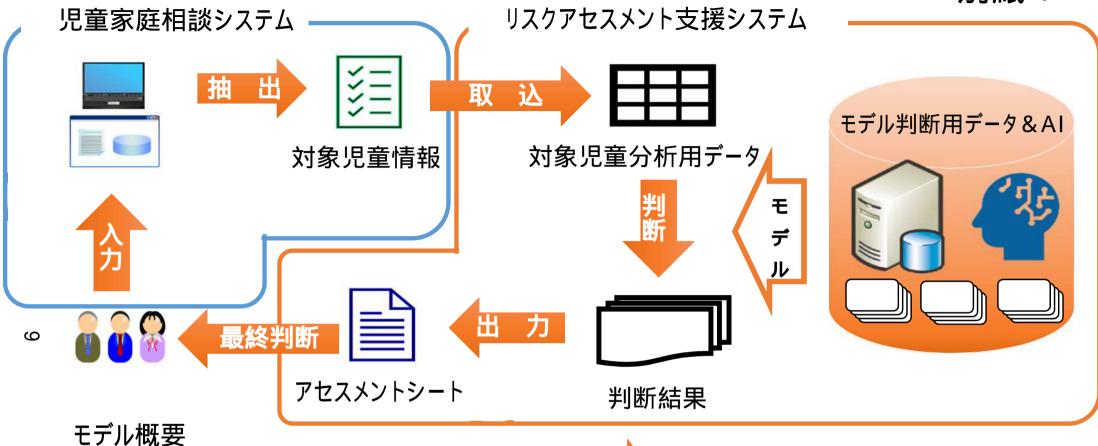
項 目	内容
	(5)委託事業者パソコンは、ウイルス対策ソフトを導入し、システ
	ム及びデータの保護を図ること。
	(6)個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セ
	キュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。
	(7)電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管
	されていること。
	(8)暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケース
	を用いて行うこと。
	(9)事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。
	(10)事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の
	変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対
	応について協議すること。
	(11)区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。
	(12)個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間
	中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取り
	扱いとすること。
	(13)業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行う
	こと。
実施機関の対策	1 物理的セキュリティ対策
	(1)児童家庭相談システムで扱う全てのデータは、データセンター
	(iDC)に設置したサーバにて管理する。
	(2)リスクアセスメント支援システムで扱う全てのデータは、本シ
	ステムで利用するスタンドアロン型パソコン内にて管理する。
	(3)個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュ
	リティワイヤーにより所定のデスクに固定する。
	(4)個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室
	について適正に管理する。
	2 人的セキュリティ対策
	保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び
	江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。
	3 運用上のセキュリティ対策
	(1)個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の受渡しは、援助課におい
	て、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、
	担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を受渡簿に記
	録する。
	(2)委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具
	体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。
	(3)システムの操作状況については、ログを取得し、定期的に監視、
	分析を行う。
	(4)全庁 LAN 端末及び委託事業者が使用する端末は、ウイルス対策

項	目	内容
		ソフトウェアにより、システム及びデータの保護を図る。
		(5)当該業務を行う者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス
		権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を講
		ずる。
		(6)事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報
		告を受け、必要な措置を講じる。

10 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応 別紙4のとおり

# リスクアセスメント支援システムの概要図

別紙 1



- ・子どもの障害の有無
- ・子どもの問題行動の有無
- ・子どもの社会的養護措置の有無
- ・親の障害の有無
- ・親の被虐待経験の有無
- ・親のDV加害・被害の有無
- ・親の社会的養護措置の有無
- ・親の就業・転職状況等

- ・虐待等の要因分析
- ・AI技術を用いた学習

一時保護の基準

在宅支援の基準

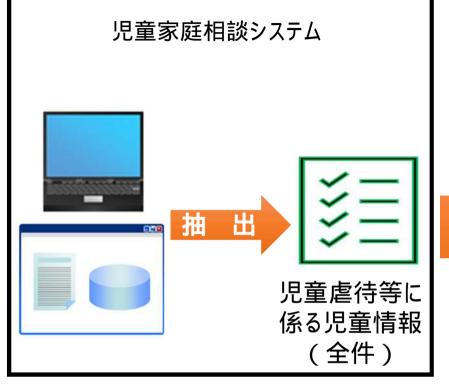
- 一時保護後の 入所措置の基準
- 一時保護後の 家庭復帰の基準

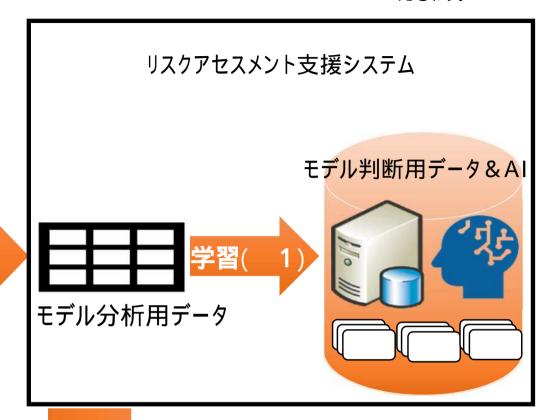
# リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報項目

	児童 ID、性別、生年月日、国籍、郵便番号、住所、
対象児童情報	在籍()状況、健康状態、障害状況、虐待等相談内
X1 永元里 旧 和	容(虐待の種類、過去の虐待歴、非行相談 等)並び
	に一時保護及び児童福祉施設等入所歴
対象児童のいる世帯	世帯員 ID、性別、生年月日、国籍、児童との続柄、
の世帯員情報	健康状態、障害状況並びに世帯員の一時保護及び児
のと市員自私	童福祉施設等入所歴
生活状況	児童の養育環境、家族・親族の状況、経済状況及び近
エバロイバル	隣住民との関係
その他	特記事項

<sup>( )</sup>保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校等







「児童虐待対応に係る評価・判断」

- 「一時保護の要否」
- 「児童相談所要覧の策定」等に活用

取出後 ( 1) 分析

( 1)モデル構築のための学習

2) リスクアセスメント支援シス テムによる分析とは別に委 託事業者が独自に分析 結果を作成



2)

取込後

加工

「児童虐待等リスクアセスメント支援システム」の情報セキュリティポリシー対応(案)

、児里尼付守リ人	(クアセスメント支援システム」の情報セキュリティポリシー対応(案) -	I
項目	児童虐待等リスクアセスメント支援システムの対応	情報セキュリティポ
4 65 TE (4-4-)	【 】対応の手法	リシーの関係条文
1管理体制	本システムの本区における管理責任体制	要綱第5条
	【運用規程に定める】	
	・システム管理者 援助課長	
	・システム運用責任者 援助課援助第一係長	
. 1 + + - >	・システム運用担当者システム管理者の指定する職員	
2情報資産の分	秘密情報の分類と管理	要綱第5条
類と管理	【運用規程に定める】	基準第5
	本システムにおいて取り扱う情報のうち、以下の情報を「秘密情報」と	
	し、情報へのアクセス、外部出力などについて制限する。	
	(秘密情報)	
	・リスクアセスメント支援システムで扱う個人情報	
	・システムのパスワードその他セキュリティに関する設定情報	
	システム利用者(アクセス権)の制限	
	【運用規程に定める】	
	システム管理者が、援助課内でシステム運用上、特に必要な職員に、	
	システム利用者を制限する。	
	記録媒体等の管理	
	【運用規程に定める】	
	バックアップデータを含む秘密情報が保存された記録媒体は援助課	
- 1	で施錠保管する。	
3情報セキュリテ		
イ対策	All-L- An III CC	
(1)物理的セキュ	端末の設置場所	要綱第5条
リティ対策	本システムで利用する端末機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイ	· ·
	ヤーにより所定のデスクに固定するとともに、セキュリティワイヤーの鍵	
	は、システム管理者が指定する職員が管理する。	
(2)人的セキュリ	利用者の役割と責任の徹底	要綱第5条
ティ対策	【運用規程に定め、システム管理者及びシステム運用責任者が徹底を図	基準8~9 
	3)	
	システム利用者に対し、江戸川区情報管理安全対策基準8~9に規	
	定する利用者の責務及び禁止事項等を遵守するよう、業務打合せ、	
(a) ++ &= 77 = *\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	利用者研修等を利用しセキュリティ対策を徹底する。	亚加尔-名
(3)技術及び運	システムの利用記録等の管理	要綱第5条
用におけるセ	【運用規程に定め、システムに設定、システム運用担当者が実施】	基準第9~10
キュリティ対	システムに関する仕様、設定情報等はシステム運用担当者が施錠のう	
策	え保管する。	
	システムの利用者別ログイン、データベースへのアクセスなどの記録	
	を作成し、保管するとともに、その記録を定期的に監視、分析をする。	
	システムへの接続管理	
	【システム管理者において設定、実施】	
	システム管理者の指定した端末以外からシステム等へアクセスできな	
	いように利用者登録を行い、経路制御を行う。	
	利用者認証(ID)の管理	
	【運用規程に定め、システム管理者が実施】	
	本システムでは利用者ごとのID、パスワードにより利用者認証するもの。	
	のとする。パスワードは定期更新する。	

項目	児童虐待等リスクアセスメント支援システムの対応	情報セキュリティポ
-XH	【 】対応の手法	リシーの関係条文
	データ管理方法による漏えい対策	
	【システムによる設定】	
	秘密情報のデータはシステム内にのみ保存するものとする。	
	データのバックアップ	
	【運用規程に定め、システムに設定、システム運用担当者が実施】	
	障害時復旧のため定期的にデータのバックアップを行うものとする。	
	データの外部出力	
	【運用規程に定め、システム運用責任者が徹底する】	
	秘密情報の帳票への出力及び外部記憶媒体への複写は運用規程に	
	定め、システム管理者又は運用責任者の認める場合のみとする。	
	開発時等のセキュリティ確保	
	【運用規程に定める】	
	開発等に関連する資料は、その重要度に応じて適切に保管する。	
	開発等における作業場所は、入退出管理ができる区画で行う。	
	委託事業者の事業所内での検証テストなど、本区庁舎外で実施する	
	テストでは、実際の個人情報データは、原則として利用しない。	
	ウイルス対策	
	システム開発事業者で導入・設定したウイルス対策ソフトを使用する。	
4外部委託に関	○ 外部委託に関するセキュリティ確保	要綱第 10 条
するセキュリテ	【運用規程に定める】	基準 11
ィ確保	システムの開発、導入または保守等を外部の事業者に委託する際	
	は、秘密情報の守秘義務及び情報セキュリティを確保するために受託	
	事業者が遵守するべき事項を明らかにして契約を締結する。	
5障害、セキュリ	障害時対応	要綱第5条
ティ障害の対	【運用規程に定め、システム開発事業者が実施する】	基準 10
応	不正アクセス、システム障害に対する報告、障害時の代替措置等の対	
	応を運用規程において定める。	
6運用規程の整	運用規程の策定	要綱第 13 条
備	【システム管理者が定める】	基準 12
	システム稼動前に、情報セキュリティポリシーに即し、第1項から第5項	
	までのセキュリティ対策について、運用規程を策定・改定する。	
注 「西姆 ;	5.000 <b>基</b> 4.000 <b>2.00 2.00</b>	-

注 「要綱」 江戸川区情報管理安全対策要綱

「基準」 江戸川区情報管理安全対策基準